



事 務 連 絡  
令和 8 年 8 月 27 日

各都道府県管理栄養士免許事務所管課 御中

厚生労働省健康・生活衛生局  
健康課 栄養指導室

国家資格等情報連携・活用システムを利用したオンラインによる管理栄養士の  
免許申請等手続について（通知）

平素より管理栄養士免許申請等受付・進達事務につきましては、種々御配慮頂き、厚く御礼申し上げます。

デジタル庁が所管する国家資格等情報連携・活用システム（以下「国家資格システム」という。）を利用したオンラインによる管理栄養士の免許申請等手続につきましては、その開始時期を再調整する旨を令和 7 年 11 月にお知らせしていたところ（別添 1 参照）。

その後、円滑な免許登録業務の実施等に向けた体制整備及び運用の検証等を行い、国家資格システムの利用の準備が整ったため、令和 8 年 12 月 1 日（火）より管理栄養士の免許の新規申請手続について国家資格システムの利用を開始することといたしました。

つきましては、今後のスケジュールや申請業務実施に向けた依頼事項は下記のとおりとなりますので、各都道府県におかれては、十分御了知の上、申請受付窓口担当者にも周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、オンラインによる申請方法の詳細については、国家資格システムの利用開始前までに厚労省ホームページに掲載予定であることを申し添えます。

記

1. 今後のスケジュールについて

国家資格システムを利用した管理栄養士の免許申請等手続に係るスケジュールは以下のとおりです。

なお、申請者等の混乱を防ぐ観点から、オンラインによる新規申請手続、オンラインによるその他の申請手続及び初期設定手続（資格の名簿情報とマイナンバーの連携手続）についてはそれぞれ段階的に開始していくこととしております（詳細は

別添2のとおり)。

### 【今後のスケジュール】

- ①試行運用期間※（新規申請手続）：令和8年10月1日（木）～11月30日（月）
- ②オンラインによる新規申請手続開始：令和8年12月1日（火）
- ③オンラインによるその他の手続開始：令和9年夏頃（試行運用も実施予定）
- ④オンラインによる初期設定手続開始：令和9年夏頃

※ 試行運用期間では、申請者はオンラインによる申請を行うことはできず、引き続き都道府県を経由して国に対して紙による申請を行い、国は、添付書類に記載された情報と国家資格システムによる住基照会及び戸籍照会の結果の整合性を確認します。

## 2. 新規申請手続に係る都道府県の事務の取扱について

新規申請手続については、オンラインによる手続開始の前後（1のスケジュールの①及び②）で、以下のとおり都道府県における申請事務の取扱に変更がありますので、御留意ください。

### （1） ①の期間における取扱

申請者には申請書（新様式）に個人番号を記載の上、従来のとおり添付書類を提出いただきます。都道府県においては、個人番号を取り扱うことになるため、以下の【追加業務】が必要となります。

#### 【追加業務】

- ・ 個人番号利用事務実施者として、窓口において、申請者からマイナンバーカード（両面）の提供を受けることにより、申請書に記載された個人番号が本人のものであることを確認。
- ・ 個人番号が未記載で提出された場合、補正を依頼。
- ・ 特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインを遵守した運用。

### （2） ②以降における取扱

#### ア 国家資格システムを利用したオンラインによる申請の場合

申請者が国へ直接申請することとなるため、都道府県の経由を要しないこととなります（改正栄養士法施行令は令和8年9月頃公布、同年10月1日施行予定）。

#### イ 紙による申請の場合

引き続き、申請者は都道府県を経由して国に申請することとなります。また、申請書（新様式）に個人番号記載欄が追加されることから、（1）の【追加業務】が必要となります。なお、個人番号の記載がある場合は、個人番号を利用した情報連携により、住民票の写し又は戸籍謄（抄）本の添付が省略可能となる場合があります。個人番号の記載がない場合は、添付書類の省略

はできません。

### 3. 個人番号の適切な取扱いについて

個人番号が記載された紙の申請書を取り扱うに当たっては、以下の点に御留意いただきますようお願いいたします。

- ・ 申請書の受付に当たっては、受付簿や保管場所を整備し、受領、保管、進達の管理を確実に行う。
- ・ 申請書の写しを保管する場合は、個人番号の記載部分は除くこと。

### 4. 新規申請手続を除くその他の手続のオンライン化について

新規申請手続を除く他の手続のオンライン化に係る栄養士法施行令及び栄養士法施行規則の改正は今後行う予定ですが、詳細については追って周知を行います。

#### 【問合せ先】

厚生労働省健康・生活衛生局

健康課栄養指導室試験免許係

担当 宮城、吉野、小川

電話：03-5253-1111（内線 8870、2344）